

## 第5次小国町総合計画策定要領

### 1 策定の趣旨

本町は、平成21年3月に「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち “白い森の国おぐに”」を将来像とする「第4次小国町総合計画基本構想」を策定し、その実現に向け「培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり」、「地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生み出すまちづくり」、「支え合いの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり」、「確かな豊かさを実感できるまちづくり」の4つの目標を掲げ、施策の展開を図ってきた。

一方、少子高齢化や人口減少の急速な進行をはじめとして、東日本大震災など、多発する自然災害への危機管理意識の高まり、情報通信技術（ICT）の進化、若者を中心とした田園回帰の動向など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変容している。

第4次小国町総合計画基本構想の目標年次である平成30年を迎え、社会構造の変化を的確に捉え、諸課題を整理した上で、持続的、自立的なまちづくりを進めていく第5次総合計画基本構想を策定する。

なお、平成23年5月の地方自治法の改正により、総合計画の策定に対する義務づけは廃止されているが、これまでと同様に議会の議決を経て総合計画を策定するものとする。

#### 「総合計画策定にかかる取り扱いの経緯」

##### ①改正前の地方自治法の条文（第2条第4項）

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

→削除（平成23年5月）

##### ②地方自治法の改正（基本構想に係る条項の削除）に伴う総務大臣通知（平成23年5月）抜粋

「なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。」

##### ③地方自治法第96条第2項

「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」

##### ④小国町議会の議決すべき事件を定める条例

以下の条文を追加

「本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定及び変更に関すること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。」

→平成29年9月定例会で改正済み

## 2 小国町を取り巻く環境と課題の認識

### ①人口減少・少子高齢社会の進行

本町の人口は昭和30年の18,366人をピークに減少が続いており、平成27年(2015年)には7,868人となった。全国的に人口減少社会が進展し、農村部から都市部への人口流出、特に人口の東京一極集中の是正が内政上の課題となっている。本町の人口動態については今後も減少していくものと予想され、2025年には7,305人、2040年には6,220人になると推計している。また、2015年の高齢化率は36.8%と山形県内で4番目に高い数値となっており、2025年及び2040年の推計値においてもそれぞれ38.8%、36.6%となっている。

定住人口や将来を担う若い世代の人財は、まちづくりの基盤を成すものであることから、移住・定住関連施策や保小中高一貫教育を含めた教育環境の充実、結婚・出産・子育て支援の推進等若年層の人口流出の抑制につながる施策を今後とも推進していく。

また、町外からの通勤者や通学生、研究や交流等で訪れる大学生、滞在や体験をとおして交流する方やふるさと納税をしてくれる方など、多くの方々が多様な形態で本町の運営やまちづくりに関わっている。近年の「田園回帰」の潮流への対応とあわせ、このようにさまざまな形で本町との関わり合いを持つ「協働人口」との協働、交流、連携の推進と深化はまちづくりにとって重要な要素である。

さらには、町内企業のグローバル化やインバウンドの拡大などにより国際交流や国際理解の拡大が期待される。

### ②集落機能の維持保全

少子高齢化の進行、人口減少社会の進展により、地域の伝統文化の保全、近隣相互扶助の維持等、コミュニティ機能が低下している集落が顕著に現れている。2040年の推計値では、消滅の危機に瀕する限界集落や、消滅する集落が出てくることが想定されている。

このため、近隣集落との連携や町内、町外の人々との交流を図るとともに、小さな拠点づくりや地域運営組織の形成を推進しながら、耕作放棄地の利活用、里山の管理などに対する新たな枠組みや手法の構築に努めていく必要がある。

なお、集落機能を維持保全していく上で問題となっているのが、そこに存在する空き家と遊休農地の増加であるので、その対策については、まちづくり上、重要な課題として取り扱うことが必要である。

### ③地域経済の活性化

本町の景況は、一部の企業で景気回復の動向が見られてはいるものの、町全体の景況としては依然厳しい状況にある。一方、多くの職種で労働力不足となっており、一部の製造業では外国人労働者を雇用する動きが見られるほか、高齢化が進む第1次産業の担い手確保が大きな課題となっている。商業においては、人口減少や通信販売の普及等の影響で、消費・購買形態が変化しており、厳しい経営を余儀なくされている。

このため、若い世代の移住・定住を推進していくとともに、地域経済の活性化に向けて観光開発や6次産業化の促進を図り、「白い森まるごとブランド構想」

を發展させ、交流人口の増加や販路の拡大等につなげていく。

#### ④安心・安全なまちづくりの推進

東日本大震災や熊本地震等の大規模地震、台風や集中豪雨による水害等が全国的に頻発している影響に鑑み、本町における自主防災組織の組織率向上が急務であるほか、町民の災害時における自助・共助に対する意識は高まっているが、人口減少、少子高齢社会が進展する中、消防団員の人財確保に苦慮している。

また、全国屈指の豪雪地帯であるとともに、広い町域に集落が点在しているという地域特性を持つ本町にあった安心・安全なまちづくりを継続していくために、地域医療の提供や公共交通体制の確立、高齢者等に対する買い物・除雪支援体制の構築、地域防災体制の整備等の取り組みを公民連携の中で進める必要がある。

#### ⑤健康づくりと高齢者福祉の推進

3人に1人以上が高齢者という本町の高齢化率は、今後も高い水準で推移すると予測される。このため、団塊の世代が75才以上の後期高齢者にさしかかる2025年には、医療保険や介護保険の給付がさらに増大することが懸念される。また、平成28年度版高齢者白書では、2025年に、65歳以上の高齢者の内5人に1人が認知症と推計され、何らかの支援が必要になると警告している。

そこで国では、2025年に向けて国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指すほか、地域包括ケアシステムの構築に動き出している。

本町において展開している、地域包括ケアをシステムアップするなど、引き続き高齢者福祉の推進に努めるとともに、住み慣れた地域で健康を保ちながら暮らし続けられるよう、健康づくり対策等を推進し、町民の健康寿命の延伸に努めていく必要がある。

あわせて、必要な介護職等の育成、確保を図っていくことも重要な課題である。

#### ⑥情報通信技術の進化

近年は、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの先進技術についても実用化が始まっており、日本と世界を取り巻く環境は今、大きな変革期にあると言える。人類はいよいよ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会「ソサエティ5.0」の時代を迎える。

今後ともテレワーク（場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）などの新たなワークスタイルの創出や、高齢者の見守り体制の構築、さらには産業や公共交通等幅広い分野に対してICTが導入され、人口減少、少子高齢社会の進行によって生じる多様な課題の解決に結びつくものと思われる。2030年、ホワイトカラーの仕事の半分程度がAIに置き換わる可能性が高いと言われている。しかし、AIは過去のデータが無い領域では、適切な判断を行うことはできないとも言われている。地方創生も地域固有の事情に応じて行う独創性が問われていることから、AIには難しいと領域とも言える。人間との棲み分けを図るための仕事の再構成が求められている。

### ⑦将来を見据えた公共施設等の管理運営

高度経済成長期に整備が展開されてきた多くの公共施設が更新時期を迎えている。本町においては、羽越水害後に整備された施設が老朽化してきており、建築後30年を経過した建物の延べ床面積は、全公共施設の約38%となっている。今後、これらの施設で大規模改修や更新が必要となってくるが、限られた財源、人口規模、求められる町民ニーズ等についての検討を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づき、更新、長寿命化、整理統合を含めた適切な管理運営を図っていく必要がある。

## 3 第5次総合計画基本構想における基本理念と指針

### 【基本理念：白い森まるごとブランド構想】

第4次総合計画基本構想では、「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち “白い森の国おぐに”」を将来像として掲げ、その実現に向けて、豊かな自然や先人たちによって育まれてきた生活文化を根底とした新しい価値の創造とともに、多様な人々との協働・交流・連携を図りながら、ともに支えあう、自然にやさしい暮らしを中心としたまちづくりを展開してきた。

人口減少社会に突入し、人口減少が進行すると予測されていることから、これまで以上に、町内外の多様な組織や人財との協働・交流・連携を通じたまちづくりを進めていく必要がある。

本町に賦存している豊かな地域資源や誇るべき生活文化、多様な人財などを活かし、選んでもらえる地域づくりを展開することが求められている。

そのため、これらの地域資源を、健康、教育、子育て、暮らし、起業、観光交流など様々な分野の取り組みと連関させる「白い森まるごとブランド構想」をまちづくりの基本理念に据え、次の3つの指針を戦略的に展開していくこととする。

### 【指針】

#### ①白い森を活性化する「人づくり」の推進

将来を担う若い世代が、本町で結婚し、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実や、保小中高一貫教育の推進をはじめとした教育環境の向上を図り、よりいっそう子育てしやすい社会の実現を目指していく。また、今後のまちづくりを担う人財の育成や、「協働人口」（多様な人々がまちづくりに関わる取り組みなどを複合的に展開するメカニズム）によって、地域の活力を高めていくことを推進していく。

あわせて、集落機能の維持保全を図るとともに、小さな拠点づくりなど、地域による主体的な地域づくり活動を促進し、コミュニティ機能の保全、再生を目指すとともに、地域間連携をコーディネートする「山の暮らし伝承創造機構（仮称）」の創設に向けた取り組みを進めていく。

#### ②白い森の魅力を磨く「環境づくり」の推進

町民生活の基盤となる社会資本の整備や維持管理、医療・介護サービスの充実、高齢者福祉の推進、公共交通、除排雪体制の確保等に向けた取り組みを行う。特に、「新潟山形南部連絡道路」の「小国道路」の事業化に向けた調査が進められていることから、整備ルートやI.Cなどを考慮した社会基盤整備を検討していく。

あわせて、災害や環境に対する町民意識が高まっていることから、災害に強いまちづくり、環境と共存するまちづくりの構築を引き続き展開していく。

### ③白い森が舞台となる「暮らしづくり」の推進

本町経済の柱である農林業や製造業の持続的な発展を支援するとともに、本町に賦存する豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギー関連事業の開発や6次産業化の促進などによって、就業機会を確保するとともに、町内産業全体の成長を目指していく。

さらに、本町の地域資源を「白い森ブランド」として町内外に広く発信していくために、ブランド力を確立していく。白い森ブランド戦略を展開することで、特産品の販売拡大や観光客の増大を図るなど、地域経済の活性化に向けた取り組み等を進め、町民の暮らしの質の向上につなげていく。

## 4 計画の構成、目標年次及び期間

### (1) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成する。

#### ①基本構想

本町のあるべき将来像を明らかにし、その実現に向けた基本理念や目標を定め、政策と施策の大綱を示すことによって、計画的かつ総合的な行政運営の指針とする。

#### ②基本計画

基本構想に基づく施策を計画的かつ効率的に推進するために、具体的な展開方向や方策を明らかにするものとする。

### (2) 計画の目標年次及び期間

#### ①目標年次

平成37年（2025年）とする。

#### ②計画期間

平成31年度～平成37年度（2019年度～2025年度）とする。

第5次総合計画の計画期間は、日々変化する社会情勢や新たな社会制度に的確に対応したまちづくりを進めていく必要があることから、これまでより計画期間を短縮して設定することとする。

このため、目標年次は、町内人口について、人口ビジョン（H27年策定）にその推計値が示されており、全国的には国民の3人に1人が65歳以上かつ5人に1人が75歳以上になるとされる2025年とする。

なお、基本計画については、前期と後期に分けず、計画期間の中間年である4年目に前半の3年間の実績を踏まえた上で必要な改定を行い、後半の3年間のまちづくりにつなげていくものとする。

## 5 第5次総合計画基本構想の策定体制

### ①庁内体制

次期総合計画の策定主管課及び振興審議会、まちづくり有識者会議の事務局は

総務企画課企画財政室とする。また、策定作業全体については庁内関係課が一体となって進めるものとし、小国町総合計画策定会議において素案の作成にあたる。

- ・小国町総合計画策定会議
- ・策定主任者会議

## ②小国町振興審議会

次期総合計画基本構想の策定に当たっては、小国町振興審議会に諮問し、審議を経た上で答申を受けるものとする。

## ③まちづくり有識者会議

計画策定にあたっての有識者による指導組織として設立し、自治体を取り巻く環境変化や国全体における農山村に対する期待と求められている役割、自立していく上での地域経営の在り方、さらに、農山村がはぐくんできた生活技術・生活文化の伝承、農山村景観の保全など、多角的な視点で計画策定全体にわたって指導をいただく。

## ④まちづくりワークショップ

基本構想を策定していく上で、町としての課題の整理と進むべき方向性を、住民と行政とともに相互に参加しながら明らかにしていくため、検討委員会を開催することとする。

## ⑤まちづくり座談会

上記町民検討委員会と併せて、より幅広い世代や地域から多様な意見を抽出することで、各地域固有の課題や考えについても明らかにし、基本計画に反映していくためまちづくり座談会を開催する。

## ⑥パブリックコメント

広く町民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

## ⑦町民意識調査

総合計画の策定に当たっては、本町内外の方々に対する意識調査(アンケート)を実施することとする。なお、小国町地域創生総合戦略策定時(平成27年度)にも同様の調査を実施していることから、この調査を補完する形で、設問や対象者がある程度しぼったかたちで実施する。

## 6 策定スケジュール

本計画は、平成31年度前半を目標に策定する。ただし、基本構想部分については平成30年度末を目指して作業を進めることとする。